

ワンデーレスポンス実施マニュアル

平成 30 年 4 月

首都高速道路株式会社

技術部 技術企画課

1. ワンデーレスポンス実施の背景

ワンデーレスポンスは、監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 意義と目的

(1) 問題解決の迅速化

公共事業の工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 適切な工程管理

発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理を行うことにより、実働工期や工事の安全と品質を確保し、余計なコストをかけずに工期内に工事を完成させ、早期に供用開始を行うことでメリットが発生する。

2. 実施方法

1 ワンデーレスポンスの実施方法

ワンデーレスポンスの基本

発注者は、受注者からの協議、軽微な質問等に対する回答は、基本的に「その日のうち」に実施する。

ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答をその日のうちに行う。

1. 1 協議に対する実施方法

- ◇受注者からの協議に対する回答（回答日の通知も含む）は、基本的に「その日のうち」に実施するものとする。
- ◇「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。（ただし、土・日等の閉庁日を除く。）
- ◇発注者は、受注者から協議があり、措置可能なものは、「その日のうち」に工事打合せ簿に主任監督員の押印をとり回答するものとする。主任監督員の不在などによりに困難な場合は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答を通知することも可とする。なお、後日、工事打合せ簿により回答を通知するものとする。
- ◇工事事務所内で措置できない内容の場合は、発注担当課等関係部署に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。
- ◇発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、社内調整、現地調査、構造計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ◇通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ◇回答及び回答日の通知は、原則、工事打合せ簿により行うものとする。なお、回答日の通知については、電話、電子メール等の媒体を活用してもよいこととする。
- ◇従来どおり工事関係様式集で定められている様式を用いて整理を行うこととする。
- ◇受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

1. 2 軽微な質問等に対する実施方法

- ◇受注者からの質問等に対する回答（回答日の通知も含む）は、基本的に「その日のうち」に実施するものとする。

- ◇「その日のうち」とは、午前に質問等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に質問等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。
(ただし、土・日等の閉庁日を除く。)
- ◇発注者は、受注者から質問等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。
- ◇工事事務所内で措置できない内容の場合は、発注担当課等関係部署に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。
- ◇発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ◇通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ◇回答及び回答日の通知は、様式にて取り交わす必要はないものとする。
- ◇受注者からの確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

2 実施における留意点

- ◇ワンデーレスポンスの実施は、発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。
 - ①受注者
 - ・施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
 - ・受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに監督職員に報告するものとする。(工程会議等含む)
 - ②発注者
 - ・工事の進捗状況を常に確認し、現場の問題点を事前に把握する。
- ◇ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

3 対象工事の取扱い

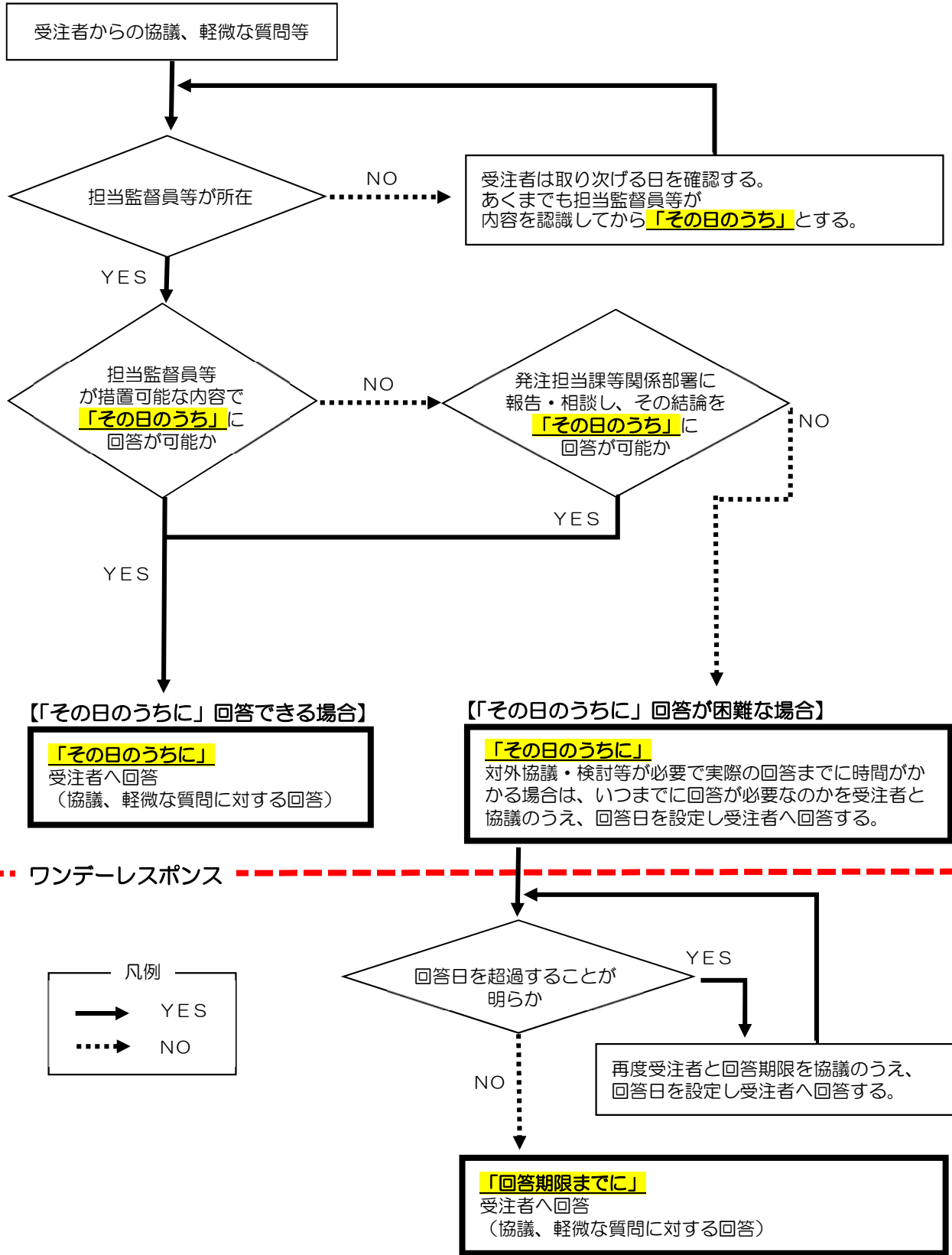
全工事を対象とし、特記仕様書に以下の内容を記載し、ワンデーレスポンス対象工事であることを明確にすること。

(特記仕様書記載例)

○. ○ ワンデーレスポンス

- 1 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。
- 2 実施にあたっては、「ワンデーレスポンス実施マニュアル」に基づき実施するものとする。

「ワンデーレスポンス」実施フロー（案）



※協議に対する回答は原則書面とし、軽微な質問に対する回答は様式にて取り交わす必要はない。

「ワンデーレスポンス」実施方法

工事関係様式集で定められている様式「工事打合せ簿」を用いて整理を行うこととする。なお、軽微な質問等については、様式にて取り交わす必要はないものとする。

1. その日のうちに回答できる場合

① 受注者から発注者に対して協議

② 発注者から受注者へ回答

様式第48 工事打合せ簿

工事名 ○○橋梁下部工事

受注者名

平成29年 3月 1日 水曜日

主任監督員	Ⓜ	場	所
-------	---	---	---

打合せ事項 矢板の打ち込み不能について（協議）

矢板について、設計図書の深度に達する前に、矢板が打ち込み不能となり、対策を添付図の通り施工したい。

確認事項 了承する。
なお、別途変更設計協議の対象とする。（回答）

上記、打合せ簿を受領しました。
平成 年 月 日

現場代理人 Ⓜ

2. その日のうちに回答できない場合

① 発注者から受注者へ回答日を通知

② 発注者から受注者へ回答

様式第48 工事打合せ簿

工事名 ○○橋梁下部工事

受注者名

平成29年 3月 1日 水曜日

主任監督員	Ⓜ	場	所
-------	---	---	---

打合せ事項 矢板の打ち込み不能について（協議）

矢板について、設計図書の深度に達する前に、矢板が打ち込み不能となり、対策を添付図の通り施工したい。

確認事項 上記については、関係機関と調整のため、平成29年3月10日に回答する。

上記、打合せ簿を受領しました。
平成 年 月 日

現場代理人 Ⓜ

6

様式第48 工事打合せ簿

工事名 ○○橋梁下部工事

受注者名

平成 年 月 日 曜日

主任監督員	Ⓜ	場	所
-------	---	---	---

打合せ事項 矢板の打ち込み不能について（回答）

3月1日に協議にあった標記については、別途変更設計協議の対象とする。

確認事項

上記、打合せ簿を受領しました。
平成 年 月 日

現場代理人 Ⓜ